

第 1 回臨時会議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 予算議案第 8 号 令和 3 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 1 0 号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第1号（1月31日）（月曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財政課	長	宮口吉次君
副市	長	出水喜三彦君	市来支所	長	橋口昭彦君
教育	長	相良一洋君	教育総務課	長	瀬川大君
総務課	長	山崎達治君	消防	長	平石剛君
企画政策課	長	北山修君			

令和4年1月31日午前10時15分開会

△開 会

○議長（濱田 尚君） おはようございます。これから令和4年第1回いちき串木野市議会臨時会を開会します。

まず、監査委員から報告のあった11月分の例月出納検査の結果の写しをお手元に配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会臨時総会出席報告についても、その写しをお手元に配付してあります。

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（濱田 尚君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、吉留良三議員、松崎幹夫議員を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（濱田 尚君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、今臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

△日程第3～日程第5

議案第1号～予算議案第8号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第3、議案第1号から日程第5、予算議案第8号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 令和4年第1回いちき串木野市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

元市職員による不祥事に関し、管理監督の最終責任を負う立場にある者として深く反省し、給料月額減額措置を行うため、改正しようとするものであります。

改正の内容としては、令和4年2月分の給料について、市長が50%の減額とし、副市長及び教育長が30%の減額としようとするものであります。

議案第2号専決処分の承認を求めることについてであります。

令和3年度いちき串木野市一般会計において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、予算議案第8号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第10号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、議案第1号による特別職の給料減額に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を185億6,485万1,000円とするものであります。これに伴い、歳入は18款繰入金で財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決及び承認していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

まず、議案第1号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

○9番（大六野一美君） 4点ほどお伺いいたします。

私の記憶が正常である限り、こういう案件での臨

時議会というのは記憶がありません。それをもって、なぜ、まだいろいろと事件も全貌が解決をしていない中で、今回、急遽、三役の報酬カットを提案されたのかをお聞きいたします。

同時に、二つ目は、この件のまだ疑義は全て明確になっておりませんか。だから、そういうことも含めて、なぜ今なのか。

三つ目は、責任の取り方については、この時期この方法が一番最善だということでの提案だろうと理解しますが、まともに考えますと、先ほど来言っていますように、もうちょっと事件が明確になってから提案すべきではないのかという思いであります。

四つ目には、当時、財政課長であった出水副市長も、4人の中の入札に関わったとはいえ、この事件が過ぎてから副市長になられているわけですから、一職員にそれだけの責任を負わすべきなのか否か。私はちょっと筋が違うのではないのかという思いをしてお聞きをします。

以上4点、お答えください。

○市長（中屋謙治君） 今回、臨時会を召集して提案をしたということでもあります。

先ほど議員全員協議会のほうでも説明をいたしました。

今回の給食センターに関わります案件としては、二つほどあると思っております。1点目が、給食会計に関わります不明金の関係、そして2点目が、その後に発覚をいたしました官製談合防止の関係。

前段の公金紛失につきましては、管理監督の責任の取り方として、昨年9月議会で、市長、副市長、それから教育長、そういうことで給料減額を提案し、そして議決をいただいております。この9月議会におきましては、当時まだ不明な部分があったわけですが、最悪の事態、すなわち公金横領ということも想定した中で、そういうことも入れ込んだ中で管理監督の責任の在り方ということで、当時、市長が50%、そして副市長と教育長については30%のカットをお願いし、議決をいただいたと思っております。

本日提案をいただいておりますのは、官製談合防止法違反ということで刑が確定をいただいております。

事実関係については既に明確になっていると思っております。できるだけ早い時期の提案、そして身の処し方がよかろうということで、今回、臨時会をお願いした次第でございます。

それから2点目、まだ疑義があるといえますのは、前段の給食会計不明金の件であろうと思っております。先ほど議員全員協議会で報告をしたようなことでもあります。既に警察の事実関係の調査が終わって、近く書類送検ということで警察から報告を受けております。この警察の事実関係の調査が終わったというのは、本人に対する聞き取りを含めて終わったということだと理解をいたしております。

それから3点目、その責任の取り方ではありますが、前回、昨年9月、管理監督の責任をとということで、給食会計の不明金に関わる責任の取り方ということで提案をいただいております。今回の官製談合防止法についても、やはりそれとほぼ同等であろうと理解して提案をしたところでございます。

それから最後に、当時、一職員であった副市長であります、やはり管理監督の立場にある者ということで提案をし、そして責任の在り方というのは、現時点の立場にある者が取るのが正しいと思っております。そういうことで、今回提案をしたところでございます。

○9番（大六野一美君） 市長、横領か紛失かの疑義は晴らされましたけれど、官製談合に関する疑義はまだ晴れていないと私は思っているんですよ。そういう意味では、そこらがある程度整理をされ、明確になった段階で提案があつていいのかなど。

それと、昨年9月の問題は、任期が11月までということでの提案ですよ。この任期は、残された、あと4年間あるわけですから、もうちょっとしっかりと明確に事実解明がなされてから提案されてしかるべきだという思いであります。

それと、副市長の件ですけれども、それは一職員に責任を持って、財政課長で責任ある立場とはいえ、当時、副市長であった現市長がトップとして入札の取りまとめを行っているわけですから、一職員に責任を負わせるのはいかがなものかという思いが私はします。だとすれば、もうちょっと市長のほうで重

きを取って副市長の分までするぐらいの腹がないと、「今後、二度とないように」なんて流暢なことを言っていたって、なかなか収まりはつかないだろうというのが私の思いですが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） まず、1点目の官製談合に関わる件については、まだ疑義が解明されていないんじゃないかという御意見であろうかと思いますが、警察においては既に調べが終わって、そして罰金50万円ということで、これは刑が確定をいたしております。

宿題として、議員全員協議会でも申しあげましたように、今後の再発防止ということで、我々としてはしっかりと対応しなければなりません、この一連の経緯については既に解明はされている、既に終わっている、できるだけ早い提案がよかろうということで、今回、提案をしたということでございます。

それと2点目の、当時の、あるいは現在のということになりますと、これが明確になった時点で、そしてその責任の所在を明確にする、その現在の役職にある者が責任を取るというのは当たり前であろうと私は思っております。

○9番（大六野一美君） 官製談合に関して調査は終わったということですが、これから収賄に発展したり云々という事実は出てこないと理解してよろしいんですね。そのときは市長としてどういう対応をされるのか、そのときにまた伺うこととして、副市長の減給については、どうも認識と理解が違うようであります。やっぱり、当時、一職員であった者に、現在は副市長といえども責任を取らせるべきではないという思いで聞いていますので、そこらを中心してください。

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（中里純人君） 昨年の9月議会におきまして、給食センター職員の不祥事に対する責任を取りまして、特別職の給料月額を減額をする条例改正案が議決され、責任問題は私はこれで終わったのではないかと感じておりましたところが、今回、官製談合が発覚したことから、新たな特別職で責任を負うという提案でありますが、今、同僚議員からもありましたように、事件の当時、一職員としてあった

者が最終責任者となった場合に責任を取る、本当にその管理監督責任があるのかどうか。私は減額の対象にはならないのではないかと感じておりますが、そここのところをもう1回伺います。

○市長（中屋謙治君） 今回は、一応2件ほどの疑義といいたすまいでしょうか、案件ということで、管理監督責任の取り方、在り方ということでございます。

昨年の9月、一応、管理監督責任ということで提案をしたわけではありますが、当時の市長、そして当時、私は副市長という職にございました。そして教育長も、給食センターということで教育長でございました。

この事件が発覚した当時の教育長、そして今の教育長、ここら辺になってきますと、当時の責任の在り方、あるいは現在その職にあるということになりますと、なかなか明確にできない部分があるなど。そういうことで、一般的には現在その職にある者が管理監督責任を負うのが一般的な考えではなかろうかという考え方で、今回提案をしているところでございます。

少なくとも私は、現在その職にある者が責任を負う、責任を取るということではなかろうかと思っております。

○11番（中里純人君） どうも私の理解するところでは、本当に責任を負わせていいのだろうかということでも今のような質問をしているわけです。給料月額の減額で事件の幕引きをというお考えだと思えますけれども、一連の不祥事の再発防止にどのように取り組んでこられたのか、また、公務員による窃盗とか飲酒運転とかの公序良俗に反するような案件の報道とかがありますが、本市としてはどのようにそのようなことに取り組んでいくのか、このことを市民の皆様を示すことが信頼回復のために大事なことでないかと思っておりますが、伺います。

○市長（中屋謙治君） 今回は官製談合防止法違反ということで、名称からしますと、いかにも官が主導をして談合を唆したというイメージがありますが、内容的には秘密事項を漏らしたことが官製談合防止法違反ということでございます。

再発防止については、先ほど議員全員協議会の場

で申し上げたようなことでございます。機会を捉えて課長会であったり、あるいは、今後、公正取引委員会の専門の方を呼んで研修をする、こういったことで再発防止の徹底に取り組んでまいろうと考えているところでございます。先ほど議員全員協議会で申し上げたとおりでございます。

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（下迫田良信君） 一、二点お伺いいたしますが、今回の提案理由の説明は、9月の提案理由の説明の文言、全く同じでありまして、どうなのかなという思いをいたしております。今、市長のほうから答弁されたように案件が違うのであれば、やはり提案理由の説明をしっかりと議会にも示すべきだと思っております。それがまず1点。

それと、申し遅れましたが、討論じみた質疑をするやもしれませんので、その辺は御了承いただきたいと思えます。

さらに、市長50%、副市長30%、教育長30%に至る減額の基というか、根拠はどの辺から算出されたのかということですね。

そして3点目は、官製談合防止法違反が発覚した12月6日、すぐその後に議員全員協議会を開かれて申し開きをされている。そして、その2週間後には略式起訴があり、略式命令があったということであります。

我々は、その事実はマスコミを通じてしか入手しておりませんが、今日、議員全員協議会の中で、警察から1月26日に解明にあたっての説明があったということですが、本来であれば、今日の議員全員協議会を受けて、そして議会に今後どういう対応をしていくかということを説明しながら、臨時議会、あるいは議案の提案をしてほしいなという、そういう努力、工夫はされないのかという思いを今朝つくづくいたしておりますが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） 今回、管理監督責任の在り方ということで、特別職の給料減額を提案いたしております。

確かに、昨年9月、給食会計の不明金ということで、今後どういう形で調べが進んでいくのか、内容が分かってくるのかということはまだ分かりませ

んでしたけれども、管理監督の責任の取り方ということで、昨年9月、提案をさせていただいたところでございます。

そして今回におきましても、内容としては確かに官製談合防止法違反ということで、給食会計の不明金とは違いますけれども、管理監督の責任を取るといふ部分については大きく変わるものではないと思っております。

そういうことで、先ほど壇上で提案理由を申し上げましたけれども、その責任の取り方として市長並びに副市長、教育長の給料減額を提案したいと申し上げたところでございます。

それから2点目の減額の根拠でございます。昨年の9月、減額を提案し、議決をいただきました。今回の提案内容の検討に当たりましては、昨年9月のことをはじめ、県内他市の状況、そういうものを参考に、どれぐらいが、どういった形がよいか、検討したところでございます。

それと最後に、1月26日の件であります。これは官製談合の件ではありません、給食会計の不明金の件であります。この件についての責任の取り方としては、昨年9月、最悪の事態を想定した中で特別職の減額を提案し、議決をいただいたと思っておりますので、1月26日の警察からの報告を受けてというのは不明金のほうで、今回の官製談合の責任の取り方ではないと思っておりますので、そのように御理解いただければと思います。

○13番（下迫田良信君） さきの同僚議員の質疑と重複するやもしれませんが、昨年9月の議案第61号においては、今、市長が説明されたように、刑事事件に発展するのではないかとすることを想定され、そして当時の市長に在任期間がないというタイミングを計られてのことであったと理解をいたしております。

今回の場合は、12月24日に新聞報道された略式命令、略式起訴について、市が警察に捜査を依頼している手前、私どもは記事を見て、一定の解決の方向に出たんだなと感じてのことだったんです。ところが、1月26日の警察の説明はそれとは別だということでありましたけれど、やはり今回の一連の事件の

中で、見返りがあったのかどうかということも争点の一つであったらうし、その辺について、やはり市が警察に依頼をしたんだから、その辺の経過はどうなのかとか、今後どうあるべきなのかというぐらいは、やっぱり聞き取って議会にも説明をしていただくということが、今回、大事なことであろうと思うんですよ。私は、この1番目のことについてはそう感じております。

2番目になりますが、警察からそのようなことであつたということを今日聞いて、なるほどという思いもしながら、今回、市長が50%、副市長が30%、教育長は30%でありますけれども、先ほどからありますように、副市長は1月1日に着任をされ、その任にないと感じております。そして、教育長につきましては、昨年9月の段階で、着任早々こういう事件に遭われて大変気の毒な思いをいたしましたけれども、そこで教育長については、ある意味、給料の減額によって終わっていると感じているんです。その辺のことについて、先ほど同僚議員からありましたように、副市長と教育長については、今回の給与削減については猶予すべきではないかと私は思っておりますが、いかがなものですか。

○市長（中屋謙治君） 今、御質問がありました見返りがあつたとかなかつたとかいう話でございますが、この件に関しては官製談合防止法違反の関係であろうかと思ひます。官製談合防止法違反でもって、今回の件につきましては12月6日に逮捕、そして12月24日に略式起訴、同日で罰金50万円の刑罰ということでありますので、この官製談合防止法違反については終わった、完結をしたと思っております。

そういうことで、1月26日に警察から報告があつたといいますのは、給食会計の不明金の関係でございますので、見返りがあつたとかなかつたとかいう関係につきましては官製談合防止法違反の関係、既に罰金50万円で刑が確定をいたしておりますので、私はこれは完結したと思っております。そういうことで、今回、責任の在り方、責任の取り方ということで、給料の減額を提案したということでございます。

それから、2点目の教育長、副市長の給与減額は

違うのではなからうかというのは、先ほども申し上げましたように、当時の責任者、あるいは現在の任にある者ということでいきますと、これが発覚といひましようか、判断をその時点の責任者においてせざるを得ない、するのが一般的だと私は思っております。そういうことで今回提案をいたしております。

昨年の9月においても、教育長における30%の給与カットというのは、当時の教育長ではございませんでしたけれども、昨年の9月時点で教育長にあるということで、大変気の毒でありましたけれども、そういう形で提案をして、議決をいただいたと思っております。

○13番（下迫田良信君） 今回、この入札の問題について、公正な入札が行われていないわけですから、何らかの市に対しては損失があつたと思うんですよね。どういう形の損失かというのは金銭的なことかと思うんですけれども、やはり、そういう最終責任を負う市長として、私個人の考えで恐縮ですが、ここは潔く市長が自ら100%減額をして、そういう潔さを見れば、市民は一層の信頼と期待を中屋市長にかけられるのではないかという思いをいたしております。何か形式的にこの一件の幕を引きたいという気持ちが出ているような気がいたしておりますけれども、それぐらいの度量があつてこの事件は、済まないことではあるんですけれども、そういう気持ちはないものか伺ひます。

それと、今回のこの一連は大変奥が深いです。欠損金に始まって、こういう談合事件まで発展しております。元職員の行った行為は許されるべきことではないですけれども、彼は家庭が崩壊し、全てのものを失っている現状を見れば、誠に何というか、気持的には大変な思いを私もいたしております。

そのようなことを考えれば、今後、一層、市民に対しての信頼回復は、お決まりの「今後十分気をつける」というだけでは済まないような気がいたします。やはり、こういう事件に至った経緯をしっかりとひもといて、何が原因であつて、どうであつたかということを検証しながら市民にも知らしめるべきだと考えておりますが、この2点。

ある意味、今回の元職員は、入札制度の落とし穴

に引っかかったような気がいたしております。やっ
てはいけないことです。だから、今後、再発防止を
するには制度をしっかりと見直していくのが一番大
事なことと思いますが、いかがお考えですか、お伺
いたします。

○市長（中屋謙治君） 今回、責任の取り方として、
給料100%、そういった思い切った形をとるべきで
はないかという御意見であるかと思えます。選択肢
として、そのような形、あるいは自分の身をという、
責任の取り方はいろいろあろうかと思えます。

先ほど申し上げましたように、今回提案いたして
おります内容としては、さきの9月議会、それから、
これまでの他団体の例も参考にしながら、市長にお
いては50%、そして副市長と教育長が30%、こう
いうことで判断して提案したところでございます。
100%がいいとか悪いとか、100%だから責任を明確
にした、こういうものではなくて、やはり全体の中
でこういうものは捉えるべきであろうと思ってお
ります。

それから2点目、入札制度云々ということであり
ます。確かに、職員としては高い守秘義務をもって
業務に当たるわけであります。どこにその原因があ
ったのか、本人に聞いてみないと分からない部分が
多々ありますけれども、我々とすれば、この仕組み
の中で、少なくとも職員がそういった心の弱さに流
されることがないような仕組みというのをしっかりと
つくっていかねばならない。そういうことで、
早速この事件が発覚した後に、課長会でそういうこ
とは強く説明をしたところでです。

予定価格の事前公表、事後公表ということで、制
度的にいろんなものがございまして。いろいろ試行錯
誤をやってきて、そして現在に至っていると思っ
ております。そういう意味からしますと、確かに制度
的な、あるいは体制的な問題を今後もさらに検討す
る必要があるかと思えますが、一方では、職員一
人一人の心の持ち方、心を強く持つということが大
事だと思っておりますので、機会を捉えて、また、
そこら辺を徹底していきたいと思っております。

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（東 育代君） 先ほどから、複数の議員が、

それぞれの思いで議案質疑をなさいました。私も同
じような思いで聞いておりました。

市長が50%、教育長、副市長が30%ということで、
このことについてはいろいろとお答えがありました
ので深くお聞きいたしません、この件については
全国ニュースでも取り上げられて、そして私どもの
手元にも、県外から逆に知っていますかというニュ
ースでありました。元職員による不祥事に関して、
管理監督の最終責任を負う立場にある者として深く
反省しているということですが、やはり市民の生活
を守るべき立場の職員の規範意識が少し緩くな
ってきての今回の不祥事であったように思いま
す。

今までの職員研修の在り方は検証されたことと思
いますが、職員の規範意識への研修の取組を、ど
のようにこれからなさるのか。再発防止策につい
て、機会を捉えて、あるいは、本当にすぐに課長会
でも指示したというお話でございましたし、2月に事
務研修を実施するというところでございますけれども、
きちとそこら辺の規範意識の捉え方、モラル研修
ということについて本当にやっていることを、皆さ
んが市民の代表であるという立場に立っていただく
ためには、市長のほうできちと指導していただき
たいと思っております。そこら辺についていかがで
しょうか。

○市長（中屋謙治君） 今、あったようなことはま
さにそのとおりであろうと思えます。

今、三百数十人の職員がおります。会計年度任用
職員を含めて500、600人という職員がおります。
ほとんどの職員、ほぼ全員が、高い規範意識を持
って、仕事に誇りを持って取り組んでいると思っ
ております。その中のたった一人がこういうこと
で市全体の信用を失墜させる、市民の行政に対す
る信頼を根底から崩してしまうという現実を全職
員がしっかりと捉え、そして心に強く刻むとい
うことではなかろうかと思っております。

300人、あるいは500人、600人の職員の行動全
てを把握するというのは限界があります。しかしな
がら高い規範意識を持ってというのは、まさにこ
ういった、あつてはならない事件、このことをし
っかり

と心に刻む、そして自分の軽はずみな行動、あるいは言葉の一つ一つ、行動の一つ一つが市全体の、そして市民の信頼を根底から崩してしまうということを強く認識してもらおう。機会を捉えて、このことを強く職員に訴え、そして二度とこのようなことがないように、これを徹底していくことに尽きるのではなかろうかと思っております。

今後とも、先ほど議員全員協議会の場でも申し上げました、機会を捉えて、そして、今回は特に入札制度につきまして、公正取引委員会に講師をお願いして徹底した形の研修をする計画でございます。今後とも努めてまいりたいと思います。

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認めます。
次に、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。
次に、予算議案第8号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第10号）について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている、議案第1号から予算議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第1号から予算議案第8号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第1号いちき串木野市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（濱田 尚君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案を決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、予算議案第8号令和3年度いちき串木野市一般会計補正予算（第10号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（濱田 尚君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和4年第1回い
ちき串木野市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員